

各都道府県会計管理者
各都道府県財政担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長

」 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

手形・小切手の電子交換所における交換廃止等に伴う
地方公共団体における対応に関する留意事項について（通知）

標記の件について、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）から、別添 1 のとおり、「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」における「2026 年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」目標の達成のため、手形・小切手の電子交換所における交換廃止時期が令和 9 年 3 月 31 日に明確化されるとともに、その他の証券を含めた電子交換所における交換が令和 11 年 6 月 29 日に完全に廃止されることが決定された旨の通知がありました。併せて、電子交換所での交換廃止等を踏まえた地方公共団体における対応に関して、地方公共団体に対する周知の依頼がありました。

上記の計画等を踏まえ、多くの金融機関においては、令和 9 年 3 月 31 日までの手形・小切手の電子交換所での交換廃止に向け、順次、手形・小切手の新規発行の停止のほか、これらの最終振出期限の設定や預金入金扱い受付が終了するなど、電子交換所での交換が廃止される令和 9 年 4 月 1 日にかけて、各地方公共団体における公金の収入の方法としての証券をもってする歳入の納付（以下「証券納付」という。）や、支出の方法としての小切手等の振り出しに係る事務への影響が考えられます。また、政府小切手（官庁が地方公共団体を受取人として振り出す一般線引小切手をいう。以下同じ。）についても同様に電子交換所での交換ができなくなるところです。他方で、手形・小切手以外の有価証券である定額小為替証書等については、令和 9 年 4 月 1 日以降においても、令和 11 年 6 月 29 日までの間は引き続き交換が可能であるとの考え方が示されております。

ついては、今般の手形・小切手の電子交換所での交換廃止等に伴う地方公共団体における対応に関し、留意いただきたい事項をお示ししますので、別添 1 の依頼内容をご勘案いただくとともに、今後の公金の収納及び支払に関する事務に遺漏がないよう適切にご対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 収入の方法としての証券納付に係る取扱い

1. 手形・小切手による証券納付の取扱い

多くの金融機関では、令和9年3月31日での手形・小切手の電子交換所における交換廃止に向け、それまでに手形・小切手の最終振出期限を設定している※ことから、当該最終振出期限を超えて振り出された手形・小切手は、金融機関等において受付が断られる場合や、受付後に振出銀行にて不渡りとなり、決済ができない場合があるとされていること。このため、地方公共団体における窓口収納において納付者から手形・小切手による納付が行われた場合には、当該小切手等の振出銀行において定められている最終振出期限を確認するとともに、最終振出期限を超えている場合には、上記の懸念を踏まえて、納付者に対し他の納付方法（口座振替やクレジットカード納付等のキャッシュレス納付、現金納付等）による納付をご案内いただきたいこと。なお、別添1の全銀協からの通知において、納付者にご案内いただきたい内容（P2、1(1)①）が示されていることから、参考とされたいこと。

また、手形・小切手の電子交換所における交換廃止は、手形法（昭和7年法律第20号）及び小切手法（昭和8年法律第57号）等の廃止によるものではなく、あくまでも電子交換所を通じた金融機関間での手形・小切手の資金化ができなくなるとする、実務上の取扱いであること。このため、電子交換所における交換廃止後においても資金化が可能である手形・小切手については、法令上、納付手段として有効であること。具体的には、例えば、小切手の受取人である指定金融機関等の所在地（取扱店舗）と小切手の支払人である金融機関の支払地（取扱店舗）が同一である場合には、電子交換所を介さないことから、資金化は可能であること。

他方で、例えば、電子交換所での交換を行わなければ資金化することができない小切手が会計管理者等に持ち込まれた場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第156条第1項第2号において、納付に使用することができる証券であっても、「その支払いが確実でない」と認めるときは、その受領を拒絶することができる」と規定されていることから、これに該当するものとして、その受領を拒否することができると考えられること。

※ 金融機関における手形・小切手の最終振出期限については、一般社団法人全国銀行協会のホームページ「金融機関における手形・小切手の最終振出期限一覧」により確認することができる。

[電子交換所 | 全銀協の活動を知りたい方 | 一般社団法人 全国銀行協会](#)

2. 政府小切手による証券納付の取扱い

政府小切手の振り出しは、電子交換所における交換廃止後の令和9年4月1日以降も引き続き可能であるところ、地方公共団体が政府小切手を受領する場合には、政府小切手に記載のある支払人である金融機関と取引を有する場合に限り、当該金融機関に直接政府小切手を持ち込むことによって資金化が可能であること。

また、政府においては、「会計業務の効率化に向けた改善計画」（平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定）に基づき、政府小切手の利用縮減に係る取組を推進していること

から、当該状況等も踏まえ、債務者である官庁から政府小切手による納付を受けている場合には、債務者である官庁と調整の上、政府小切手に代わる決済手段への移行を検討するとともに、債務者である官庁に対して、政府小切手による納付を求めることがないよう努められたいこと。

3. 定額小為替証書による証券納付の取扱い

ゆうちょ銀行が発行する定額小為替証書については、施行令第 156 条第 1 項第 1 号における「金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するもの」に該当するものであるところ、手形・小切手の電子交換所での交換廃止後の令和 9 年 4 月 1 日以降においても、電子交換所における交換が完全に廃止される令和 11 年 6 月 29 日までは、引き続き、電子交換所での交換が可能であるとされていること。また、定額小為替証書には振出期限等は設定されていないことから、上記 1 に記載の手形・小切手における制約は発生しないものとされていること。

第 2 支出の方法としての小切手の振り出し等に係る取扱い

1. インターネットバンキングによる口座振替の活用等について

手形・小切手の電子交換所での交換廃止の時期が迫っていることを踏まえ、未だ小切手の振り出し等により公金の支払をしている地方公共団体においては、指定金融機関等と連携の上、小切手の振り出し等に代わる支払手段を早急に検討されたいこと。

その際、小切手等の紙媒体を介さずに公金の支出を行うことができるインターネットバンキングによる口座振替は、小切手等の現金化等に係る住民や指定金融機関等の事務負担の軽減や、地方公共団体における小切手等の管理等に係る事務負担の軽減につながることを期待されるものであることから、その活用を積極的に検討されたいこと。

併せて、インターネットバンキングによる口座振替に係る留意事項については、「小切手等の縮減に伴うインターネットバンキングによる口座振替の活用について」（令和 7 年 10 月 31 日付け総行第 488 号総務省自治行政局行政課長通知）も参考とされたいこと。なお、当該通知に記載のとおり、地方公共団体における支出は必ずしも小切手の振り出し等によらなければならないものではなく、債権者と調整の上、債権者からの申出に基づく口座振替等の他の支払手段により支払をすることができるものであること。

また、公共料金等の継続的かつ定期的に支払う経費については、地方自治法第 232 条の 4 第 1 項及び施行令第 160 条の 2 に基づく支出命令を行った上で、同令第 165 条の 2 に基づく口座振替の方法により、自動口座引き落としを行うことができることにも留意すること。この点については、「地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた地方財務制度に関する地方自治法の解釈等について（通知）（令和 8 年 2 月 25 日付け総行第 72 号総務省自治行政局行政課長通知）も参考とされたいこと。

第 3 電子交換所における交換の完全廃止（令和 11 年 6 月 29 日）に向けた対応

1. 定額小為替証書による証券納付の取扱い

定額小為替証書についても、令和 11 年 6 月 29 日の交換の完全廃止をもって電子交換所での交換ができなくなること。また、別添 1 の通知においては、当該廃止時期に代替手段へ一斉に移行することは困難であるとの懸念が示されていることから、円滑な移行に向け、現時点から積極的に代替決済手段への移行を検討されたいこと。

なお、定額小為替証書の代替決済手段への移行対応について、ゆうちょ銀行において別紙 1、全銀協において別紙 2 のとおり、地方公共団体あての案内文が作成・通知されているので、参考とされたいこと。

さらに、別添 1 の通知においては、定額小為替証書が決済手段として利用されている住民票の写しや戸籍等証明書等の交付請求に関し、代替の請求方法や決済手段として検討いただきたい内容（P3、2(1)）が示されていることから、参考とされたいこと。

2. 納付済通知書等の接受に関する対応

指定金融機関等の相互間における手形・小切手による公金に関する決済、納付済通知書その他の公金関係書類（以下「納付済通知書等」という。）の接受については、電子交換所の設立後、関係指定金融機関等の相互間における納付済通知書等の郵送等の搬送による方法へ変更されたところであるが、現在でも、電子交換所において一部の接受が行われる状況となっていることを踏まえて、改めて、納付済通知書等の搬送に必要な日数やこれを踏まえた地方公共団体に対する納付期日等の変更の必要性を十分に検証し、公金の収納及び支払に関する事務に遺漏がないよう、指定金融機関等と十分に調整する必要があること。

【参照条文】

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（証紙による収入の方法等）

第二百三十一条の二 略

2 略

3 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付することができる。

4 前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

5 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。

（支出の方法）

第二百三十二条の四 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 （略）

（小切手の振出し及び公金振替書の交付）

第二百三十二条の六 第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。

2 前項の金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（証券をもつてする歳入の納付）

第二百五十六条 地方自治法第二百三十一条の二第三項の規定により普通地方公共団体の歳入の納付に使用することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。

一 持参人払式の小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「会計管理者等」という。）を受取人とする小切手等で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託し

ている金融機関を支払人とし、支払地が当該普通地方公共団体の長が定める区域内であつて、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの

二 (略)

2 会計管理者等は、前項第一号に掲げる証券であつてもその支払が確実でないと認めるときは、その受領を拒絶することができる。

3 (略)

(支出命令)

第百六十条の二 地方自治法第二百三十二条の四第一項に規定する政令で定めるところによる命令は、次のとおりとする。

一 当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う命令

二 当該支出負担行為に係る債務が確定する前に行う次に掲げる経費の支出に係る命令

イ 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費

ロ 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費

ハ イ及びロに掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費

(小切手の振出し及び公金振替書の交付)

第百六十五条の三 地方自治法第二百三十二条の六第一項本文の規定による小切手の振出しは、各会計ごとに、受取人の氏名、支払金額、会計年度、番号その他必要な事項を記載してこれを行わなければならない。ただし、受取人の氏名の記載は、普通地方公共団体の長が特に定める場合を除くほか、これを省略することができる。

2 会計管理者は、小切手を振り出したときは、これを指定金融機関又は指定代理金融機関に通知しなければならない。

3 職員に支給する給与（退職手当を除く。）に係る支出については、地方自治法第二百三十二条の六第一項本文の規定により小切手を振り出すことができない。

4 第一項の規定は、地方自治法第二百三十二条の六第一項本文の規定による公金振替書の交付についてこれを準用する。

5 指定金融機関を指定していない市町村の支出については、地方自治法第二百三十二条の六の規定は、これを適用しない。

2026 年 8 月 18 日

総務省自治行政局行政課 御中

一般社団法人全国銀行協会

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みを踏まえた証券納付
および電子交換所における交換廃止に向けた定額小為替証券の取扱い
に関する地方公共団体への周知等のお願いについて

平素より当協会の活動にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

全国銀行協会では、政府方針を踏まえて策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」（以下「自主行動計画」という。）において、「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標として掲げ、目標の達成に向け、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みを進めています。

この活動の一環として、先般、手形・小切手の電子交換所における交換廃止時期を「2027 年 3 月 31 日」と明確化いたしました¹。また、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた各金融機関の取組みの中で、手形・小切手の最終振出期限を設定する施策の導入が増加しています。これらについては、手形・小切手の証券納付の取扱いに影響を与えるものとなっております。

また、上記明確化と併せて、電子交換所における手形・小切手以外の証券（定額小為替証券等）については、「2029 年 6 月 29 日」をもって電子交換所における交換の廃止を決定いたしました。これを踏まえ、電子交換所以外での代替決済手段への移行が必要な状況となっております。

つきましては、下記の事項について、地方公共団体に周知賜りたく、お願い申し上げます。

記

1. 証券納付の取扱いについて

(1) 手形・小切手による証券納付

①2027 年 3 月までの取扱い

- 手形・小切手の全面的な電子化に向け、多くの金融機関で 2027 年 3 月までに最終振出期限を設定しております。なお、全国銀行協会においては、各金融機関の最終振出期限一覧を以下ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/electronic/>

¹ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2026/n061802/>

- 最終振出期限を超えて振り出された手形・小切手は、金融機関の受付時にお断りするほか、仮に受付したとしても、納税者が直接金融機関へ持参した場合、または地方公共団体窓口を経由する場合のいずれにおいても、振出銀行にて不渡りとなり、決済できません。
- そのため、各地方公共団体におかれましては、地方公共団体窓口にて納税者より手形・小切手を受領した際には、振出銀行にて最終振出期限を定めているかをご確認のうえ、最終振出期限を超えている場合は、他の納税手段で納税いただくなどのご案内が必要となると考えております（ご参考：地方税法第16条の2「その証券が最近において確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる」および地方自治法施行令第156条第2項「その支払いが確実でない」と認められるときは、その受領を拒絶することができる」）。
- 今後は、最終振出期限を超えて振り出された手形・小切手による納付が原則行うことができなくなることから、地方税・地方公金の納付については以下の納付方法への切り替えをご検討いただきますようお願いいたします。

<納付方法>

- ・口座振替
- ・電子手段納付（例：クレジットカード納付等）
- ・現金納付（預金払出しによる納付含む）
- 上記を踏まえ、各地方公共団体におかれましては納付者に対し、以下の内容について、ご案内いただきますようお願いいたします。
 - 金融機関では、政府の「成長戦略実行計画」にもとづき、手形・小切手機能の電子化に向けた取組みが進められている。これに伴い、原則、金融機関における手形・小切手による地方税・地方公金の納付の取扱いが変更となる。
 - 金融機関によっては、手形・小切手の最終振出期限²を設定しており、2026年9月30日を最終振出期限として設定をしていることが多い状況である。万が一、最終振出期限を超えて振り出された手形・小切手を納付に使用された場合は、地方公共団体窓口または金融機関窓口で受付不可となる場合がある。
 - 今後は、最終振出期限を超えて振り出された手形・小切手による納付が原則行えなくなることから、地方税・地方公金の納付については以下の納付方法への切り替えをご検討いただきたい。

<納付方法>

※各地方公共団体で利用可能な納付手段に応じてご案内ください。

- ・口座振替
- ・電子手段納付（例：クレジットカード納付等）
- ・現金納付（預金払出しによる納付含む）

² 最終振出期限を超えて振り出された手形・小切手は当座勘定からのお支払いができなくなります。

②2027 年 4 月以降の取扱い

- 手形・小切手の電子交換所における交換廃止に伴い、手形・小切手の「支払場所」と手形・小切手を「受領する店舗」が同一である場合を除き、納付者が直接金融機関へ持参した場合、または地方公共団体窓口を経由する場合のいずれにおいても、物理的に決済が困難となることから、手形・小切手による証券納付の受付をお断りすることについて、法解釈上問題ない旨整理いただきますようお願いいたします。

(2) 定額小為替証券による証券納付の取扱い

- 定額小為替証券については、手形・小切手の電子交換所における交換廃止後の 2027 年 4 月以降においても、電子交換所における交換が完全に廃止される 2029 年 6 月 29 日まで、引き続き交換が可能です。また、定額小為替証券には振出期限等は設定されませんので、手形・小切手のような制約は発生しません。
- 一方で、2029 年 6 月 29 日の電子交換所における交換廃止に向けた定額小為替証券の代替決済手段への移行への対応については、以下「2.」をご確認ください。

2. 電子交換所における交換廃止（2029 年 6 月 29 日）に向けた対応について

(1) 定額小為替証券の取扱いについて

- 電子交換所における手形・小切手以外の証券（定額小為替証券等）について、2029 年 6 月 29 日をもって電子交換所における交換が廃止されます。
- これを受け、定額小為替証券の電子交換所以外での代替決済手段への移行対応について、ゆうちょ銀行において、別紙 1 のとおりゆうちょ銀行が地方公共団体向けに発出するご案内文を作成しております。また、全銀協においては、別紙 2 のとおり各金融機関が地方公共団体向けに発出するご案内文を各金融機関に通知をしております。
- 2029 年 6 月 29 日の電子交換所における交換廃止時に、定額小為替証券の電子交換所以外での代替決済手段へ一斉に移行することは困難であることから、ゆうちょ銀行および指定金融機関等から案内があった際には、積極的に代替決済手段への移行をお願いいたします。
- また、定額小為替証券は、地方公共団体の住民票・戸籍等証明書発行の決済手段として利用されているところ、これに代わる、コンビニ交付やマイナポータルぴったりサービスをはじめとした電子申請・決済手段による住民票・戸籍等証明書発行の導入もご検討いただきますようお願いいたします。

(2) 地方税・地方公金事務への影響について

- 2021 年 7 月 21 日付総行第 248 号「手形交換所の廃止及び電子交換所の設立に伴う地方公共団体における対応に関する留意事項について（通知）」（別紙 3）において、既存の手形交換所における公金関係決済・納付済通知書等の接受に関する業務の廃止等について、各都道府県会計管理者等宛に通知いただきました。

- これを踏まえ、各地方公共団体と指定金融機関において調整がされたところでありますが、現在でも、電子交換所において一部の公金関係書類の交換および決済が行われている状況となっております。
- つきましては、今般の電子交換所における手形・小切手以外の証券（定額小為替証券等）の交換廃止時期（2029年6月29日）の決定を踏まえ、以下の点について、ご検討いただきますようお願いいたします。
 - ・電子交換所で行われている公金関係書類の授受、決済について、2029年6月29日をもって電子交換所における交換が完全に廃止されることに伴い、郵送等の搬送による方法に変更等がされるため、円滑な事務取扱への協力や収納日数の緩和等について、指定金融機関等と十分に調整をする必要があること
 - ・電子交換所に代わる決済への移行の調整にあたっては、地方公共団体および指定金融機関等双方の効率化、リスク低減等の観点から、インターネットバンキングによる振込への切替等、非現金・非現物取引への移行を検討する必要があること

以　上

〇〇会計管理者 様

株式会社ゆうちょ銀行

電子交換所廃止に向けた定額小為替証書の払渡方法変更のご案内

謹啓 平素より当行ならびに郵便局をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、電子交換所の廃止^{※1}に向け、現在、指定金融機関を経由して電子交換所において交換決済を行っている定額小為替証書の払渡方法につきまして、下記のとおり当行または郵便局での払渡しへ変更していただく必要がございます。

詳細につきまして、後日、改めてご連絡申し上げますので、貴自治体におかれましては、現在の払渡方法のご確認および今後の払渡方法についてご検討賜りますようお願い申し上げます^{※2}。

今後とも、当行ならびに郵便局をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

※1 一般社団法人全国銀行協会において、電子交換所はシステム更改を行わない旨、公表されています。
(保守期限：2029 年 6 月末。保守延長は 2031 年 6 月まで可能)

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2025/n032601>

※2 本ご案内は、総務省公表資料「令和 7 年 1 月 1 日住民基本台帳人口・世帯数、令和 6 年（1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）人口動態（市区町村別）」により、人口 3 万人以上の自治体様へ一律ご案内しております。
なお、既に定額小為替証書を「ゆうちょ銀行・郵便局窓口」または「ゆうちょ銀行（郵送）」により払渡しいたしている自治体様は、本件ご対応は必要ございません。「ゆうちょ銀行・郵便局窓口」でお取扱いの自治体様で「ゆうちょ銀行（郵送）」による払渡しに関心がある場合は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

謹白

記

変更後の払渡方法は次表のとおりです。

なお、次ページも参考としてください。

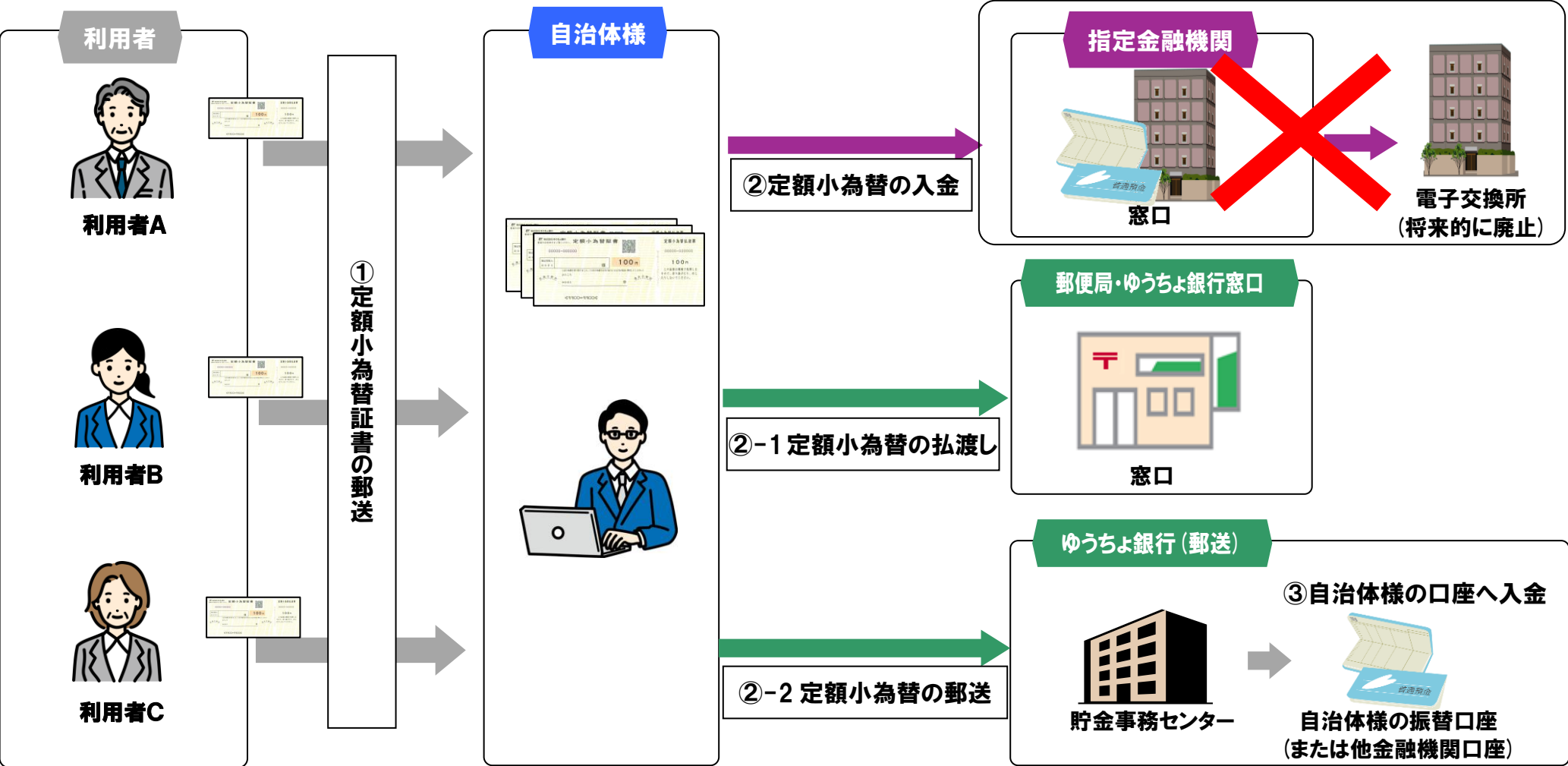
払渡方法	【ゆうちょ銀行・郵便局窓口での払渡し】 自治体さまが定額小為替証書を、近隣のゆうちょ銀行、または郵便局の貯金窓口へご持参いただき、窓口で払渡し	【郵送での払渡し】 ① 自治体さまから当行バックオフィス（貯金事務センター）へ定額小為替証書を郵送 ② 貯金事務センターで払渡処理のうえ、自治体ご指定口座へ手数料無料で入金
メリット	・その場で現金化が可能です*。 ・郵送に係るコストが不要です。 ※払渡枚数や窓口の混雑状況により、お時間をいただく場合がございます。	・来店不要のため、窓口での待ち時間がありません*。 ・現金の授受が生じません。 ※貯金事務センターへの郵送料をご負担いただきます。また、郵送から口座への入金までは 5 営業日程度いただいております。

以上

お問い合わせ先

■株式会社ゆうちょ銀行
〇〇店 法人サービス部
電話番号：XX-XXXX-XXXX
受付時間：平日 9：00～17：00

○参考



※ 定額小為替の取扱状況や自治体さまのご意向をお聞きした上、今後の決済方法の詳細をご案内いたします。

地方自治体等の皆様へ 【ゆうちょ銀行および金融機関からのご案内】

定額小為替証書の電子交換所の交換依頼からの 代替決済手段への移行のお願いについて

- ✓ 全国銀行協会は、先般、**2029年6月29日（金）をもって電子交換所における交換を廃止することを決定（※）**しました。
（※ 全国銀行協会ウェブサイト <https://www.zenginkyo.or.jp/news/> ）
- ✓ 今後、2029年7月以降は、指定金融機関等へ定額小為替証書をお持ち込みいただいたとしても、**これまでのような資金決済はできなくなります。**
- ✓ 交換廃止直前には、ご相談が集中し、お手続きに時間を要することが予想されますので、**下記の「今後の取扱い方法」による代替決済手段への移行**をできる限りお早めにご検討ください。

■ 対象のお客様

地方自治体および公営企業・学校法人等

■ 今後の取扱い方法

① **1回あたりの持込枚数が10枚以下**になると見込まれる場合



お近くのゆうちょ銀行・郵便局窓口にお持ち込みください。

※お近くにゆうちょ銀行・郵便局窓口がない場合やご不明点がある場合等は、②と同様、ゆうちょ銀行法人サービス部（裏面）へご相談ください。

また、②に記載の貯金事務センターへの直接送付に関心があるお客様も同様に、ゆうちょ銀行法人サービス部へご相談ください。

※定額小為替証書以外の普通為替証書・振替払出証書は、ゆうちょ銀行・郵便局窓口への持ち込みとなります。

② **1回あたりの持込枚数が11枚以上**になると見込まれる場合



ゆうちょ銀行法人サービス部（裏面）へご相談ください。

ゆうちょ銀行・郵便局窓口への持込みと貯金事務センターへの直接送付の両方をご説明・ご提案させていただき、お客様の希望する方法で受け付けます。

■ 参考

人口規模が3万人以上の地方自治体には、ゆうちょ銀行法人サービス部から、ゆうちょ銀行・郵便局窓口への持込みと貯金事務センターへの直接送付の両方をご説明・ご提案させていただき、お客様の希望する方法で受け付けます。

ゆうちょ銀行 法人サービス部一覧

受付時間 9:00~17:00
(土、日、休日、12月31日~1月3日を除きます)

担当地域	お問い合わせ先
北海道	札幌支店法人サービス部 011-214-4348
	札幌支店法人サービス部 旭川駐在 0166-30-9002
	帯広店法人サービス部 0155-23-3692
	函館店法人サービス部 0138-46-0356
	釧路店法人サービス部 0154-25-0601
	青森店法人サービス部 017-735-0570
	盛岡店法人サービス部 019-654-9892
	仙台支店法人サービス部 022-267-8009
秋田県	秋田店法人サービス部 018-832-3861
	山形店法人サービス部 023-623-8050
福島県	郡山店法人サービス部 024-935-5977
	水戸店法人サービス部 029-228-3525
栃木県	宇都宮店法人サービス部 028-639-2427
	高崎店法人サービス部 027-322-5777
埼玉県	さいたま支店法人サービス部 048-864-7621
	若葉店法人サービス部 043-224-2556
東京都	本店法人サービス部 03-5252-8007
	深川店法人サービス部 03-5683-3771
	新宿店法人サービス部 03-3340-9520
	渋谷店法人サービス部 03-5469-9915
	立川店法人サービス部 042-524-6162
	横浜店法人サービス部 045-461-6398
	平塚店法人サービス部 0463-31-2925
	甲府店法人サービス部 055-235-1197
新潟県	新潟店法人サービス部 025-244-2172
	長野支店法人サービス部 026-226-3701
富山県	富山店法人サービス部 076-439-9625
	金沢支店法人サービス部 076-224-3841
福井県	福井店法人サービス部 0776-24-4005

担当地域	お問い合わせ先
岐阜県	岐阜店法人サービス部 058-264-6389
	静岡店法人サービス部 054-254-7194
愛知県	名古屋支店法人サービス部 052-242-6424
	岡崎店法人サービス部 0564-71-3320
	四日市店法人サービス部 059-352-2099
滋賀県	大津店法人サービス部 077-521-3614
	京都府 075-365-2690
大阪府	大阪支店法人サービス部 06-6347-8118
	茨木店法人サービス部 072-624-8786
	堺店法人サービス部 072-221-3512
	神戸店法人サービス部 078-360-9630
	奈良店法人サービス部 0742-51-8318
和歌山県	和歌山店法人サービス部 073-436-8757
	鳥取県 0857-22-7134
島根県	松江店法人サービス部 0852-31-2326
	岡山県 086-227-2738
広島県	広島支店法人サービス部 082-222-3130
	山口県 083-928-1612
徳島県	徳島店法人サービス部 088-656-2086
	香川県 087-851-5731
愛媛県	松山支店法人サービス部 089-941-4124
	高知県 088-822-7825
福岡県	博多店法人サービス部 092-431-6821
	佐賀県 0952-24-3449
長崎県	長崎店法人サービス部 095-822-1428
	熊本県 096-325-7150
大分県	大分店法人サービス部 097-532-2479
	宮崎県 0985-24-3430
鹿児島県	鹿児島店法人サービス部 099-222-2385
	那覇支店法人サービス部 098-867-8804

各地域ごとの受持法人サービス部は、以下のゆうちょ銀行ウェブサイトをご参照ください。

【ゆうちょ銀行ウェブサイト】 https://www.jp-bank.japanpost.jp/contact/ctt_hojinservice.html